

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

		作成年度	令和4年度	次回見直し予定	令和7年度
条例名	神奈川県海水浴場等に関する条例				
条例番号	昭和34年神奈川県条例第4号	法規集	第8編第6章第1節		
所管室課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条例の概要	海水浴場、その他の遊泳場、プール及び更衣休憩所について、公衆衛生及び公衆の危害防止上必要な事項を定めている。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	海水浴場等における禁止行為、施設基準等、公衆衛生及び公衆の危険防止上必要な事項を定めており、現在も必要な条例である。また、海水浴場における喫煙の規制については、継続して実施していく必要があり、条例に代わる法規制も行われていないことから、本条例により規制していく。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例における規制により、海水浴場等における公衆衛生及び公衆の危険防止が確保されており、有効に機能している。また、海水浴場における喫煙の規制については、遵守率の向上、吸殻ごみの減少等、安全で美しい、快適なビーチの実現に効果が上がっている。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	海水浴場等における禁止行為、施設基準等は、条例の目的を達成する上で適切なものであり、効率的に運用されている。また、喫煙の規制については、県、関係市町、海水浴場組合等が、役割分担をしながら連携・協力して普及啓発活動等を行っている。 なお、届出等の事務手続きについては、設置者の負担軽減の観点から、構造設備については、効率的に公衆衛生及び危険防止を担保できる設備であることが求められることから、運用の改善等を検討する必要がある。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例の目的である海水浴場等の公衆衛生及び公衆の危険防止については、「かながわランドデザイン」の主要施策の政策分野の「安全・安心」の施策体系に適合している。また、海水浴場における喫煙の規制については、「かながわランドデザイン」の主要施策に位置づけられている。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、海水浴場等の設置等を許可制とするとともに、利用者の一定の行為を禁止する等の規定を有するが、その内容は条例の目的に照らして合理的なものであり、かつ、憲法、法令に抵触しないものである。			
	その他	海水浴場における喫煙ルールの浸透及び遵守率向上の状況を鑑み、条例の見直し期間を3年から5年に改めることを検討する。			喫煙占有区域外における喫煙率 H29 16.8% H30 13.6% R1 8.4% （参考） H22 45.3%
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理由等 設置者の届出及び構造設備の基準に係る運用の改善並びに条例の見直し期間について検討する必要がある。			